

議案提出について

議案「コロナ禍の下で経済対策として消費税減税を求める意見書」を次のとおり
会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

金沢市議会議長 高岩勝人様

提出者				
金沢市議会議員	大	桑	初	枝
〃	広	田	美	代
〃	森	尾	嘉	昭

議会議案第1号

コロナ禍の下で経済対策として消費税減税を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ロシアによるウクライナ軍事侵略など
緊迫した状況が続いている。こうした中、諸物価の高騰などが国民生活と経済に
大きな影響をもたらし、厳しい事態となっている。

こうした事態への具体的な対策の一つとして消費税減税があり、海外における
減税の実施国は86か国にまで広がっている。イギリスでは、飲食、観光業で付加
価値税を20%から5%に引き下げ、ドイツでは、付加価値税を19%から16%に、
生活必需品などの軽減税率を7%から5%にそれぞれ引き下げた。また、ノルウ
ェーでは、映画、ホテル、公共交通などの軽減税率を12%から6%に引き下げ
た。

こうした中、日本においても、消費税を5%に減税する声が上がっている。国
民の暮らしを守り、地域経済の回復を促す上でも、消費税減税は有力な手段とな
り得る。

よって、国におかれては、消費税減税を決断するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「大学生等への経済的支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

金沢市議会議長 高岩勝人様

提出者				
金沢市議会議員	熊大	野桑	盛初	夫枝
〃	大	桑	初	代
〃	広	田	美	昭
〃	森	尾	嘉	

議会議案第2号

大学生等への経済的支援を求める意見書

本市は、自らを「学都金沢」と標榜する、高等教育機関や学生が多い自治体である。

近年、コロナ禍でアルバイト収入が減るとともに、物価高の影響もあり、多くの学生が経済的に困窮し、支援制度の拡充を求める声がさらに高まっている。

国は、2020年度から高等教育の修学支援新制度を始めた。しかし、その対象は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であり、新制度以前は授業料の減免を受けられた中間層の一部が支援の網からこぼれ落ちる事態も生じている。

また、厚生労働省の調査では、2020年度の進学率の全国平均は、全世帯の73.4%に対し、生活保護世帯は37.3%だった。

経済協力開発機構（OECD）によると、2021年における日本の高等教育の予算はGDP比でわずか0.4%、OECD38か国平均の半分しかなく、私費負担は0.9%で、OECD平均の倍以上である。

よって、国におかれては、学びたい学生が安心して学べるように、教育予算を増やし、大学の学費引下げや大学生等に対する給付型奨学金などの拡充を行うことを強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

金沢市議会議長 高岩勝人 様

提出者				
金沢市議会議員	中	川	俊	一
〃	高	多	浩	誠
〃	喜	保	誠	一
〃	前	沢	洋	子
〃	久	下	広	伸
〃	下	源	和	清
〃	源	栗		慨

議会議案第3号

緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、世界各地で感染が拡大し、長期にわたり、我々の日常生活や社会経済活動に大きな被害をもたらしている。特に、中小企業や小規模事業者の経営等に深刻な影響を及ぼすとともに、医療従事者や病床の不足によって医療崩壊の危機に直面するなど、これまで想定されなかった事態も発生した。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、東日本大震災の際には、瓦礫の撤去や支援物資の輸送に遅れが生じたほか、被災自治体の行政機能の停止が問題となった。今後、首都直下地震や南海トラフ地震などの発生も予想されている中、我が国においては、これまで、大地震や感染症などの緊急事態に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等特別措置法等によって対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。未知の感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、巨大地震や豪雨災害といった自然災害が発生すればどこの自治体であっても被災地となり得る状況下において、こうした感染症や自然災害に強い社会の実現が、我が国の喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的な議論を喚起するよう、強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「我が国の平和と安全を確保するための防衛力の充実強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

金沢市議会議長 高岩勝人 様

提出者	川俊一	一誠
金沢市議会議員	中	多
〃	高	浩
〃	喜	誠
〃	前	洋
〃	久	広
〃	下	和
〃	源	伸
〃	栗	清
		慨

議会議案第4号

我が国の平和と安全を確保するための防衛力の充実強化を求める意見書

今年2月、ロシアがウクライナを侵略し、戦後西側諸国が中心となって築き上げてきた既存の国際秩序を根底から覆すような、力による一方的な現状変更行為が行われている。ロシアによるウクライナへの侵略においては、様々な種類のミサイルによる市街地への攻撃、武力侵攻前のサイバー攻撃、既存のメディアやSNS等での偽情報の拡散などを通じた情報戦の展開、原子力発電所などの重要インフラ施設への攻撃など、これまで懸念されていた戦術が一举に現実のものとなっている。

このような力による一方的な現状変更、そして、それを試みる明白な意図の顕在化という厳しい安全保障環境下にあるのは、インド太平洋地域、とりわけ東アジアも例外ではない。近年、中国による台湾周辺の海空域における軍事活動が活発化しており、我が国は、尖閣諸島や南西方面において対立の最前線に立たされている。

我が国としては、周辺国である中国、北朝鮮、ロシアの核を含む先端軍事力の強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている中、これらの活動が複合的に行われる事態にも備えなければならない。

このような未曾有の状況で、日本は、国家の独立、国民の生命と財産、領土・領海・領空の主権、自由・民主主義・人権といった基本的価値観を守り抜いていくために、防衛力の充実強化に取り組むべきである。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 防衛予算の対GDP比2%を念頭に、第一線から後方兵たんに至るまで、防衛力の充実強化に必要な予算水準の達成を段階的に目指すこと。
- 2 宇宙、サイバー、電磁波領域など拡大する任務に対応するために、自衛隊員の必要な人員数確保に向けて予算を講ずること。
- 3 国民の生命に直結する弾道ミサイル攻撃を含む我が国への武力攻撃に対する反撃能力を保有すること。
- 4 あらゆる任務に対応する自衛隊員の処遇改善と、施設整備による勤務環境の充実改善を図ること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地方公共団体情報システムの標準化に向けた支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

金沢市議会議長 高岩勝人様

提出者				
金沢市議会議員	熊	野	盛	夫
〃	麦	田	俊	徹
〃	中	川		一
〃	高	多	浩	誠
〃	喜	保	誠	一
〃	前	沢	洋	子
〃	久	野	広	伸
〃	下	森	和	清
〃	源			慨
〃	栗			

議会議案第5号

地方公共団体情報システムの標準化に向けた支援を求める意見書

令和2年、政府は「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、令和3年、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定した。

近年、社会ではDX（デジタルトランスフォーメーション）が急速に進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策において地方公共団体情報システムの標準化が決定したことを受け、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、令和2年度及び令和3年度に、約1,825億円が基金として計上された。国は、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、令和4年夏までにシステムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

しかしながら、地方公共団体は新型コロナウイルスの影響で財政状況が厳しく、また、デジタル人材の不足も深刻な状態である。さらに、全国の地方公共団体が同時にシステム移行を進めることから、事業者の人材不足も大いに懸念される。加えて、デジタル化に慣れていない高齢者も多いことに加え、インターネット環境が整っていない地域もある。

よって、国におかれては、地方公共団体の状況を踏まえ、システムの導入に向けて、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
- 2 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「デジタル化を円滑に進めるための実効性ある支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

金沢市議会議長 高岩勝人様

提出者					
金沢市議会議員		熊中	野川	盛俊	夫一誠
〃		高喜	川	俊	一
〃		前久	多	浩誠	一子
〃		下	保沢	洋広	子伸
〃		源	野森	和	清
〃		栗			慨

議会議案第6号

デジタル化を円滑に進めるための実効性ある支援を求める意見書

人口減少、過疎化、地域産業の空洞化など、地方が抱える様々な課題をデジタル実装により解決し、誰一人取り残されず、全ての人がデジタル化のメリットを享受できることを目指し、デジタル田園都市国家構想が進められている。

本市においても、「誰ひとり取り残さないデジタル戦略都市・金沢」の実現に向けて取り組んでいる。国は、デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成などに5兆円を超える巨額の予算を投じ、令和6年度末までにデジタル実装に取り組む自治体数の1,000団体達成を目指している。しかしながら、令和3年にスーパーシティの区域選定に31の自治体から提案がなされたうち、再提案を経て指定に至ったのはわずか2自治体にとどまった。

このように、デジタル化を進めるための環境やノウハウは地域ごとに格差があり、全ての自治体が着実にデジタル化を進められるよう国からの丁寧な政策説明・指針が必要不可欠である。

よって、国におかれては、自治体がデジタル化を円滑に進められるよう、各自自治体の実情に応じた実効性ある支援を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「子どもの健康と安全を守るため体育の授業等におけるマスク着用に関する慎重さを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

金沢市議会議長 高岩勝人様

提出者				
金沢市議会議員	熊中	野川	盛俊	夫一誠
〃	高喜	多	浩誠	一子
〃	前久	保野	洋和	清
〃	源栗	森		慨
〃				
〃				

議会議案第7号

子どもの健康と安全を守るため体育の授業等におけるマスク着用に関する慎重さを求める意見書

現在、教育現場では、新型コロナウイルス感染症対策のためにマスクの着用を必要以上に求められ、子どもたちが健康被害を訴える事案が生じている。

文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）では、マスクの着用については学校教育活動の態様や児童・生徒等の様子などを踏まえ臨機応変に対応することを求めており、体育の授業等においてはマスクの着用は不要と明記されている。本年5月、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を踏まえ、文部科学省では、従来からマニュアルで示すとおり、学校生活におけるマスクの着用について改めて留意すべき点を学校等へ通知したところである。

しかしながら、実際の教育現場では体育の授業中にマスクを着用しているなど、マニュアルの運用が徹底されていない。また、マニュアルでは、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高まり命の危険があるため、マスクを外すように求めており、登下校時においては、積極的にマスクを外すよう声をかけることとしているが、登下校中の子どもたちがマスクを着用していないことに対する苦情が近隣住民から教育現場に寄せられるなど、マニュアルが十分に浸透していない。

よって、国におかれては、子どもの体育の授業等におけるマスクの適切な着用について、国民への周知と教育現場における適切な指導の徹底を強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「たばこ税を分煙環境整備に活用する制度の創設を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

金沢市議会議長 高岩勝人様

提出者				
金沢市議会議員	熊中	野川	盛俊	夫一
〃	高喜	川	俊	誠
〃	前久	多	浩	一
〃	源	保	誠	子
〃	栗	野	洋	清
〃		森	和	慨

議会議案第8号

たばこ税を分煙環境整備に活用する制度の創設を求める意見書

たばこ税は、国・地方合わせて毎年2兆円を超える貴重な財源であり、本市においては、令和2年度決算で28億円以上の市たばこ税収入があり、市民生活に大きく役立てられている。

しかしながら、健康増進法改正をはじめとする喫煙規制の強化や度重なるたばこ税の増税などにより、たばこ販売店の売上げは激減し、経営に大きな影響を受けているほか、飲食・宿泊サービス業においては、分煙環境整備に多大な負担が生じている。

令和2年4月に全面施行された改正健康増進法の趣旨は、望まない受動喫煙を防止することであり、分煙環境の整備を推進することは、喫煙者・非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現につながり、今後のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれているため、たばこ税を分煙環境の整備に有効活用していくことが望まれている。

よって、国におかれては、望まない受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を実現するため、たばこ税の一部を分煙環境整備に活用する制度の創設に取り組むよう、強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「脱炭素化社会の構築への取組促進に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

金沢市議会議長 高岩勝人様

提出者	金沢市議会議員	前	誠	一
〃	〃	麦	田	徹
〃	〃	熊	野	夫
〃	〃	中	川	一
〃	〃	高	多	誠
〃	〃	喜	保	一
〃	〃	久	沢	子
〃	〃	下	野	伸
〃	〃	源	森	清
〃	〃	栗	田	慨
〃	〃	広	美	代

議会議案第9号

脱炭素化社会の構築への取組促進に関する意見書

国は、温室効果ガス排出量を2030年度において2013年度比46%削減という目標を掲げており、地球温暖化対策に係る脱炭素化社会の構築への取組は、国・地方を問わず喫緊の重要課題であり、種々の政策が進められている。そのような中、ロシアのウクライナへの侵攻という、極めて憂慮すべき、また非難されるべき事態が生じ、このことが昨今続いている化石燃料の逼迫という状況と相まって、世界的に重層的なエネルギー危機の現状にあると言われている。

かかる状況に鑑み、我が国においても、経済・社会全体における脱炭素化のさらなる推進が必要であり、民間投資を促進させるための予算措置やカーボンプライシングの最大限の活用など、国の施策の一層の展開が求められている。また、地方での取組を推進するための地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の大幅な増額も望まれるほか、サステナブルファッションを推進するための新法の整備、さらには食品ロス削減に向けた取組の強化についても、国の積極的な対応が期待される。

よって、国におかれては、地球温暖化対策としての脱炭素化社会の構築に向け、地方への地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等について、さらに周知するとともに、財政支援の拡充、諸施策の充実強化について、従来にも増して積極的に取り組まれるよう要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。